

公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき住民等から述べられた意見に対して、同条例第 11 条第 1 項の規定に基づき届出者から述べられた見解の概要を、同条第 2 項の規定により次のとおり公告するとともに、この見解書の写しをこの公告の日から 2 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 25 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所

株式会社クリエイトエス・ディー
代表取締役 廣瀬 泰三
神奈川県横浜市青葉区荏田西 2 - 3 - 2

2 商業施設の名称及び所在地

（仮称）クリエイトSD清水辻店
静岡市清水区辻一丁目 105 - 1 外 5 筆

3 意見に係る届出

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出

4 縦覧の場所、期間及び時間

（1）縦覧の場所

- ① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町 6 番 8 号（清水庁舎））
- ② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町 5 番 1 号（葵区役所））
- ③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号（駿河区役所））

（2）縦覧の期間

令和 3 年 8 月 25 日から令和 3 年 9 月 8 日まで

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日及び執務時間外を除く）

5 意見に対する見解の概要

意見	意見に対する見解
(1) 現国一側フェンスは残してほしい。	(1) 拡幅に伴いガードレールの一部を撤去し歩道の補修を予定しています。歩道の補修に伴いチェーンポールとチェーンを設置計画しています。
(2) 駐車場出入口1の「道巾」を現状のままとして欲しい。	(2) 現状の乗入幅4.3mから6mへ拡幅を計画していますが、安全対策についても検討いたします。
(3) 駐車場出入口1は「IN」のみを希望します。	(3) 出入口の運用については、警察署と来店経路を検討したうえで計画しています。ただし、各出入口が安全に運用できるよう計画させていただきます。
(4) 冷凍用&空調用室外機の設置場所は住宅より20m以上離して設置して欲しい。騒音防止(減少)対策をとって欲しい。	(4) 西側の住宅側からは約20mほど離して設置予定です。騒音防止用にフェンス等の設置は計画しておりませんが、騒音対策として圧縮機とファンの別置型室外機設置する予定です。なお、今後、大規模小売店舗立地法の手続きのなかで、地域で定められた環境基準値、規制基準を満たす計画といたします。
(5) 排水外構の整備を確実に願いたい。	(5) 各所に分散して排水する計画としています。
(6) 駐車場入場(IN)退出(OUT)の区分を明示して欲しい。	(6) 駐車場出入口1及び2は出入口、南側の駐車場入口は入口のみで運用する計画としています。
(7) 駐車場の夜間利用停止、騒音防止等の告示を願う。	(7) 駐車場は午後10時閉鎖の計画です。駐車場内にはアイドリングストップ、低速走行を周知する看板等を設置し騒音低減に図りたいと考えています。

<p>(8) 従業員駐車は「前向き厳守」の表示とルール徹底を願う。</p> <p>(9) 図3 建物配置図</p> <p>①敷地境界と本建物間の間隙が判らないので明示して欲しい。</p> <p>②廃棄物保管施設の横にある「5つの角」は目的が判らないので教えて欲しい。</p> <p>③併設施設の用途が判れば教えて欲しい。</p>	<p>(8) 前向き駐車の看板等を設置する予定です。 ただし、お客様も駐車する可能性もございますので、前向き駐車看板を設置し、前向き駐車の周知を図ります。</p> <p>(9)</p> <p>①図面に記載いたします。境界から建物まで約2.1mほどの予定です。</p> <p>②荷物台車置き場として計画しています。</p> <p>③現時点では未定ですが、将来的にはクリニックを誘致したいと考えています。</p>
--	--